

[調査報告]

障害者用駐車場についての意識現況に関する 熊本県民向けアンケート調査の分析

NPO 活動としての障害者用駐車場の利用に関する調査の事例を通して

西島 衛治¹

【要旨】本報告では、熊本県に住む人達が障害者用駐車場へどのような意識を持っているのかをアンケート調査を中心に分析した。今回の調査の実践報告は、NPO（非営利民間組織）活動を継続しているバリアフリーデザイン研究会が実施した郵送によるアンケート調査活動の実態である。調査の結果から県内の回答者の障害者用駐車場に対する意識や理解についてまとめた。調査全体を通して、特に高齢の年代での認知度の低さが目立った。障害者シンボルマークに関しては、認知度が低いのは啓発活動等が足りない部分が影響しているものと考えられた。この調査の結果を踏まえ、より多くの人達に理解してもらえるように啓発活動を行うことが求められる。また、今回把握した障害者用駐車場の不正利用に対し、調査結果をもとに有効的な対策が望まれる。

キーワード： NPO（非営利民間組織）、障害当事者、障害者用駐車場、ハートビル法、交通バリアフリー法

1. 研究の背景と目的

障害者や高齢者が安全に暮らしていくために、社会に存在するバリア（障壁）を取り除こうという「バリアフリー」の考え方は、急速にわが国に浸透し、定着しつつある。バリアには、段差、高さ、重さといった物理的なバリア、見る、聞く、話すといった場合に不都合が起きる情報のバリア、差別、偏見といった心理的なバリア、「障害」を理由に資格取得等を制限するといった制度的なバリアがある。

わが国におけるバリアフリーに関する法律は、1983年に当時の運輸省が「公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設設備ガイドライン」を策定し、国のバリアフリー基準を定めたことが最初であるとされている。1994年にはハートビル法（2003年4月に改正法が施行）が設定され、建築物のバリアフリー化が進められている。また、各地では「障害者基本法」や「ハートビル法」の施行を受けてまちづくり条例が設定されている。

2000年には、交通バリアフリー法が施行された。

熊本県においては、「やさしいまちづくり条例（熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例）」を設定している。この条例では、県民及び事業者の意識づくり、社会環境の整備、生活環境の整備を3つの基本方針として定めている。なかでも県民及び事業者の意識づくりは、私たち一人ひとりが理解を深めて取り組んでいかなければならない。

障害者用駐車場においても健常者が不正に利用せず、障害者がいつでも止められるようにしておくことが県民の取り組みの一つとして期待されるが、実態は健常者の不正利用が大きな問題となっている。これまでに健常者が不正利用しているのを目撃したことが数多くあり、モラルの低下を実感している。

障害者用駐車場を設置している事業者の中には、不正利用を防止するためにコーン（パイロン）や看板等を障害者用駐車場に置き対策をとっている所があるが、実際障害者が駐車しようとしたとき

¹九州看護福祉大学 看護福祉学部社会福祉学科

に、邪魔になってしまう。これまで、障害者用駐車場においてはマスコミなどでも問題提起されたが、その規制を表わす法制などがなかったため、行政による広報・啓発のみである。そこで、今回の調査報告では障害者用駐車場の利用実態を把握すると共に、一般県民の意識、障害当事者のニーズ、障害者用駐車場設置者の取り組み・意識などを調査し、障害者用駐車場の適正利用に向けた方策を追求していきたい。

このような状況から研究の必要性は高いが、関連する先行研究は少ない。2002年に国際交通安全学会から「障害者用駐車スペースの利用の適正化に関する総合的研究」*1)がある。しかし、地方の状況についての研究は、ほとんど見当たらない。

今回の調査・研究により、利用実態を明らかにすると共に、ニーズ・意識調査の実施・分析によって、今後の適正利用に向け、その結果をもとに啓発したい。

なお、この研究のアンケート調査は、熊本県地域福祉基金を活用した高齢者や障害者にやさしいまちづくりモデル地域活動の支援を受けて実施している。また、今回の調査は、バリアフリーデザイン研究会*2)のNPO活動の一環で実施し、本学の学生が中心に調査協力し、筆者と集計し分析した。障害当事者の自立生活支援センターであるNPO法人ヒューマンネットワーク熊本の当事者スタッフもアンケート項目の検討時に参考意見を提示してもらった。

告する予定である。また、同時期に熊本市内の歩行者に対し街頭聞き取り調査を行った。県内の事業者に対しては、駐車場の整備に関する郵送アンケートと聞き取り調査を行った。

2 - 2 . 調査項目 (表 1)

郵送調査の調査項目は、筆者のほかバリアフリーデザイン研究会、NPO 法人ヒューマンネットワーク熊本、熊本県健康福祉部やさしいまちづくり課と検討会を行い作成した。調査項目を以下に示す。

表 1 調査項目

<p>「回答者の属性」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回答者の年齢層 ・ 回答者の性別 ・ 年齢層ごとの回答者の性別 <p>「障害者用駐車場その他に関する意識」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者専用駐車場について ・ シンボルマークについて ・ 障害者用駐車場に車を停めた事があるか(車を停めた理由) ・ コーンが置かれているのを見た事があるか ・ 障害者用駐車場の利用対象者 ・ 停めている人はどういう人が多いと思うか ・ 不正駐車に対し、注意した事があるか ・ 注意した理由 ・ 自分が障害者と仮定し、駐車場に停められなかったらどう思うか ・ 教えられた事(どのように教わったか) ・ 不正駐車に反則金を課す事 ・ 法律に関する意識調査(ハートビル法、交通バリアフリー法) <p>「障害者用駐車場に対する意見」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりやすさ(分かりにくい点) ・ 不正駐車防止に向け、どのような事が必要か ・ 日本でも不正駐車に反則金を課すべきか。 ・ 自由記述
--

2. 調査概要

2 - 1 . 調査対象・期間・回収率

熊本県内に住所を構える県民のうち、今回は電話帳(熊本版、八代版、水俣版)から調査対象者を無作為に抽出し、2003年9月に郵送でのアンケート調査を実施した。1,538通の発送に対し、379通の有効回答(有効回答率24.6%)を頂いた*3)。無作為抽出であるから障害の有無は確認していないが、障害当事者に対しては、別に同時期に駐車場の利用実態について調査を行っており、今後報

3 . 結果

3 - 1 . 「回答者の属性について」

回答者は合計379名である。男性283名、女性80名、無回答者が16名と世帯主の回答が多くなっている。年齢層における割合は、70歳代が22.4%、60歳代が22.4%、50歳代が23.7%、40歳代が14.5%、30歳代が8.4%、その他が8.6%であった。

3 - 2 . 「障害者用駐車場その他に関する意識」

障害者専用駐車場について「障害者専用である

事を知っていたか」という質問に対しての回答は、全体のおよそ9割が「知っていた」と回答している。年代別で見ると、割合として、70歳代に「知らない」と答えた回答者が多かった。50歳代前後の層での認知度は比較的高いようだ。また「障害者用駐車場に停められないで困っている障害者がいる事を知っているか」については、3分の2の約66%が「知っている」と答え、4分の1にあたる約25%が「知らない」と答えた。この質問に対しても高齢の年代に「知らない」という回答が多いことが目立った。

3-3.「シンボルマーク(障害者シンボルマーク。車椅子の形をしている。障害者対応の施設などで見かける)と障害者運転標章(四葉マークが特徴。障害を有するドライバーが運転する際に車に張りつける。昨年の道路交通法改正時に新たに設定された。掲示は義務ではない。)の認知について」(図1)

全体で見ると、「シンボルマークのみ見たことがある」と答えた人が圧倒的に多く、「障害者運転標章のみ見たことがある」と答えた方はほとんどいなかった。「両方ない」と答えた方は全体の約7%で、「どちらか一方のマークを見たことがある」という人が約80%以上にも及んだ。年代別に

見ると、最もシンボルマークに対して、認知度が高い年代は、20代、30代、40代であると思われる。50代以降からは回答者の数が減っているにもかかわらず、「両方のマークを見た事がない」という回答が増えている。

3-4.「障害者用駐車場に車を駐車した事があるか」について

「ある」と答えた方は全体の約16%程度である。ほとんどの方が「障害者用駐車場には停めたことがない」という回答だった。しかし年代別に見ると、特に20代で「停めたことがある」と答えた人の比率の高さが見られた。

3-5.「障害者駐車場に駐車した理由」について(図2)

停めた理由としては、「入口がすぐ近くにあったから」、「空いていたから」、「ただなんとなく」という理由が約半数で、残りの半数近くがその他となっている。その他では、そのほとんどが「同乗者に車イス使用者がいたためである」という理由があげられた。他には「短時間の利用だったから」、「仕事の納品をすばやく終わらせるため」、「他の駐車スペースが空いてなかったから」などの理由があげられた。

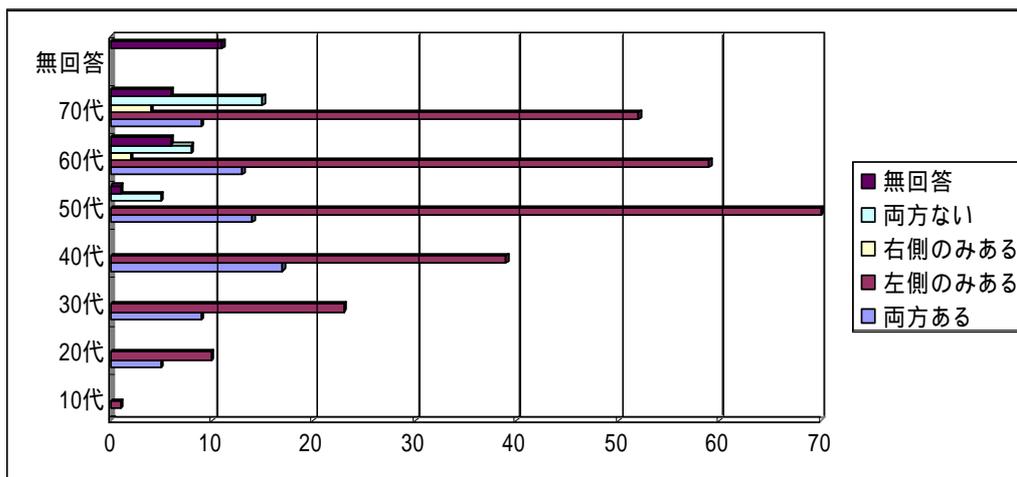


図1. シンボルマークと障害者運転標章の認知について

3 - 6 .「コーン（パイロン）が置かれているのを見た事があるか」について

身体障害者用駐車場でコーンを見たことがあるかという質問で「ある」と答えた方は全体の約 44% だった。「見たことがない」と答えたのは約 37% であった。

3 - 7 .「その時コーンを見てどう思ったか」について

最も多かったのは、「駐車する当事者がコーンや柵を移動させる事は確かに問題だと思う」という意見で、次に多かったのは「本来駐車する人が止められなくなる」という意見だった。このように身体障害者用の駐車場のコーンに対しては疑問を感じている方が多かったが、中には「当事者が

コーンを移動させればいい」、「何とも思わない」などの意見があり、合わせて全体の約 17% を占めていた。

3 - 8 .「年代別障害者用駐車場の利用対象者」(図3)

障害者用駐車場の利用対象者について、どのような人を対象にしていると考えているかの質問に対して最も多かった意見は「障害の部位や内容に関係なくすべての障害を持つ人を対象とする」という意見で、その他の意見としては「障害者のマークをつけている人だけとする」、「障害の度合いにより、一般駐車場の利用が困難な人を対象にする」などがあり、その他に含まれる意見で最も多かった意見として、「障害者と妊婦までを対象と

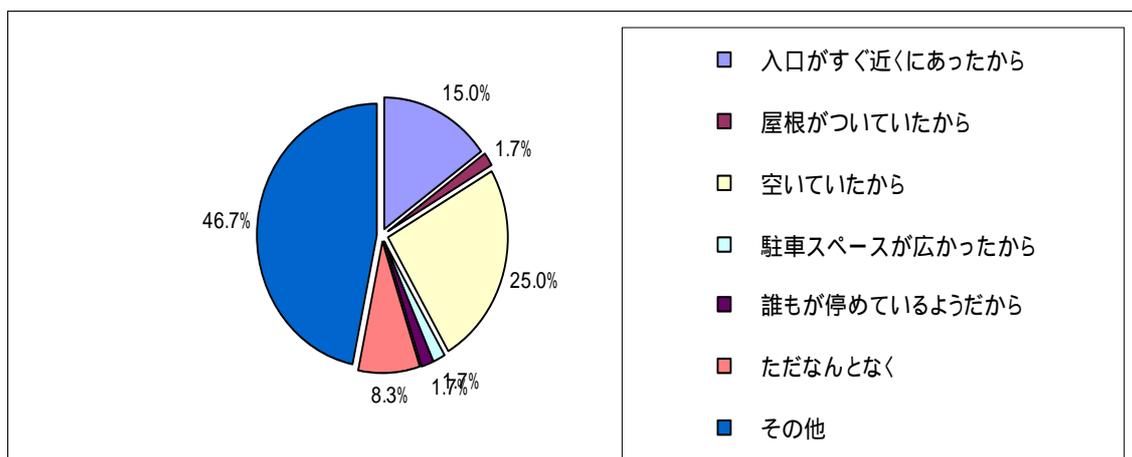


図2. 障害者用駐車場に駐車した理由

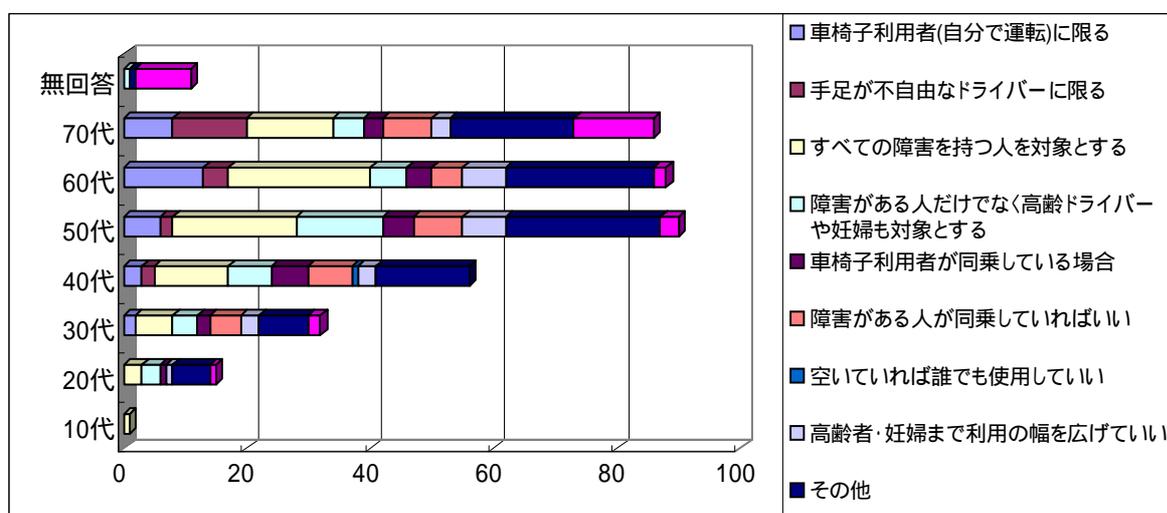


図3. 年代別障害者用駐車場の利用対象者

する」という意見が見られた。また、年代別に見ると、高齢の世代では、「車椅子利用者に限る」が多いのに対し、若い世代では、「すべての障害を持つ人を対象とする」という意見の多さが見られた。

3 - 9 .「障害者駐車場に駐車する人はどういう人が多いか」について(図)

障害者用駐車場に停めている人はどのような人が最も多いと思われるかをアンケートで聞いてみた。アンケートの結果は以下の表のとおりである。最も多かったのは障害者(車椅子利用)だったが、その次に多かったのは健常者だという意見だった。その他に含まれる意見として、「最も多いと思うのは健常者だが、その人が障害を持っているかどうかは見た目ではわからない」「駐車場がいっぱいの時には健常者が停めることが多いのではないか」などの意見が見られた。年代別で見ると、障害者(車椅子利用者)はどの年代でも多かったが、70歳代の特徴としては、障害者(足が不自由)が多く見られ、40歳代以下の特徴としては、健常者が停めているという意見が多かった。

3 - 10 .「障害者用駐車場に対する意見」

1) 障害者用駐車場のわかりにくい点(図5)

障害者用の駐車場が身体障害者専用であることが分かりやすいかどうかの質問に対しては全体の約70%の方は「分かりやすい」と回答した。しかし約22%の方は「分かりにくい」と答えている。その理由としては「案内表示(路面ペイント・看板)が小さすぎる」という意見や「場所が分かりにくい」という意見が多く、「案内表示(路面ペイント・看板)が小さすぎる」という意見も約20%見られた。年齢別で見ると、70歳代の回答に「場所が分かりにくい」という回答が多く、50歳代、60歳代の回答に、「案内表示が分かりにくい」といった回答が多くなった。その他には「路面ペイントだけでなく看板の方が運転していて目に入りやすいので分かりやすいように力を入れてほしい」や、「その駐車場にあるのかわからないのか分からないので説明してほしい」「障害者用駐車場でも場所によってはスペースが狭すぎたり、入口から遠かったりして、どこが障害者用になっているのかわからないような所がある」という意見があった。

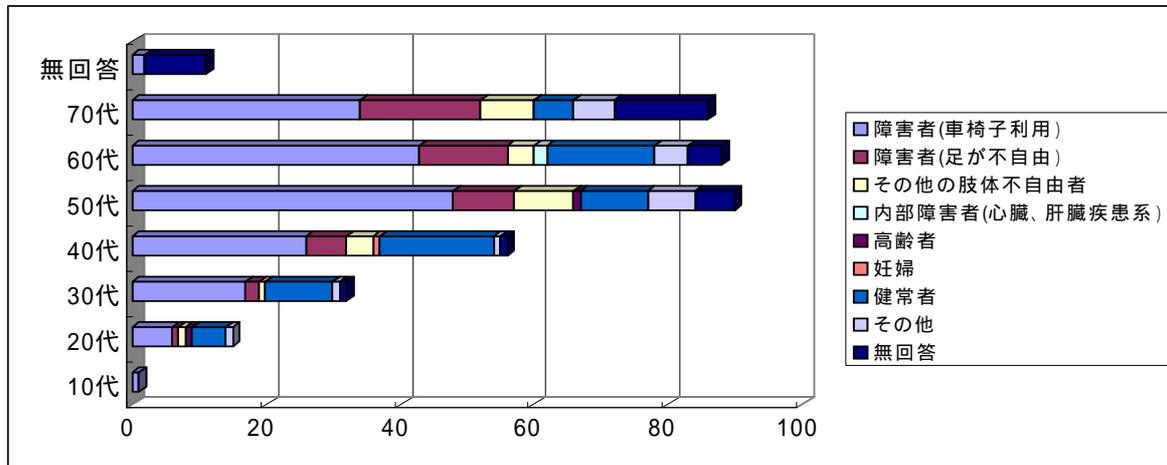


図4 . 障害者用駐車場に駐車する人はどういう人が多いか

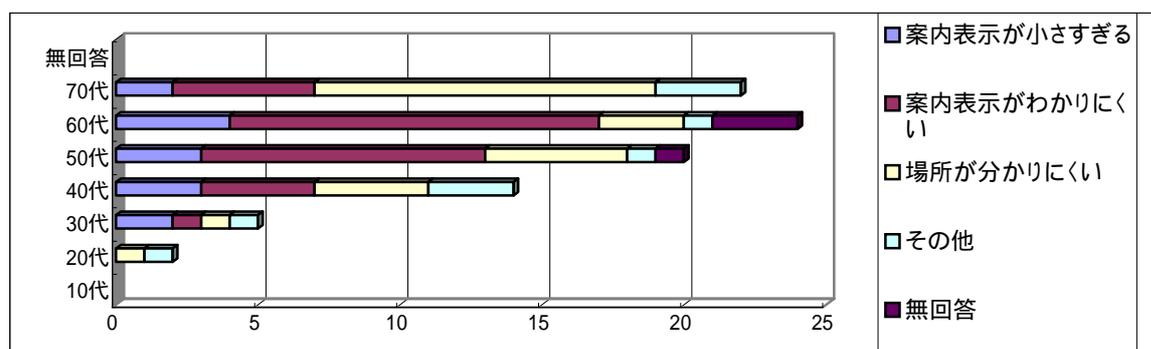


図5 . 障害者用駐車場のわかりにくい点

2) 不正駐車防止に必要なこと (図6)

障害者用駐車場を一般車が停められないようにするためにはどのようなことが最も大切かをアンケートで聞いてみた。最も多かったのは「障害者専用」で一般車は利用できないという明確な表示をする」という意見だった。表示については「障害者用駐車場であることをもっと明確にするため、スペース全体を青色等に着色したらよいのではないか」、「表示に利用できる障害を記載してはどうか」などの意見が寄せられた。また、「停められないようにする法律を作る」という意見も多く見られた。その他の意見では「テレビなどで啓発活動を実施してはどうか」、「ドライバーのモラルが足りないので、停めてはいけないことを自覚する」、「違反者と区別するためナンバーそのものを変えて、違反している車を見たら誰でも通報できるようにする」、「自動車学校などで停めてはいけないということを強く教育する」、「障害者には専用のカードを作り、そのカードを使用しないと輪止めが下がらないなどの装置をつくる」、「障害者用駐車場のある店舗において、障害者専用であると書いた紙を出入り口などに置いてもらい、気づいた人が違反者の車のワイパーなどにはさむことができるようにしてはどうか」などの意見があった。

3) 不正駐車に対し、注意した事があるか

不正駐車を注意したことがあるかという質問では全体の約88%が「ない」と答えた。そのうち「ある」と答えたのは全体の約6%であった。その注意した理由では、「いけない事だと思ったから」という意見が多く、その他には「自分も当事者だから」、「もし当事者が着たら困ると思ったから」などの意見があった。

4) 自分が障害者と仮定し、駐車場に停められなかったらどう思うか

自分が当事者であるとして、停められなかったらどう思うかという質問を行った。回答は、「がっかりする」、「あきらめる」、「怒る」という順に多く、「がっかりする」という意見が約半数を占めていた。その他の意見として、「健常者が利用していた場合は怒りを感じるが、障害者が利用している場合はあきらめる」などの意見も見られた。また、その場合どのような行動をとるかという質問を行ったが、一般駐車場に仕方なく入れるという意見が多く、空くまで待っているという意見や、別の店に行くなどの意見を含めた約80%が、空いていなかった場合には泣き寝入りをするというような結果になった。また、その他の意見としては「一般の駐車場を使うが、2台分を使用する」、「車の持ち主に直接話す」などの意見があった。

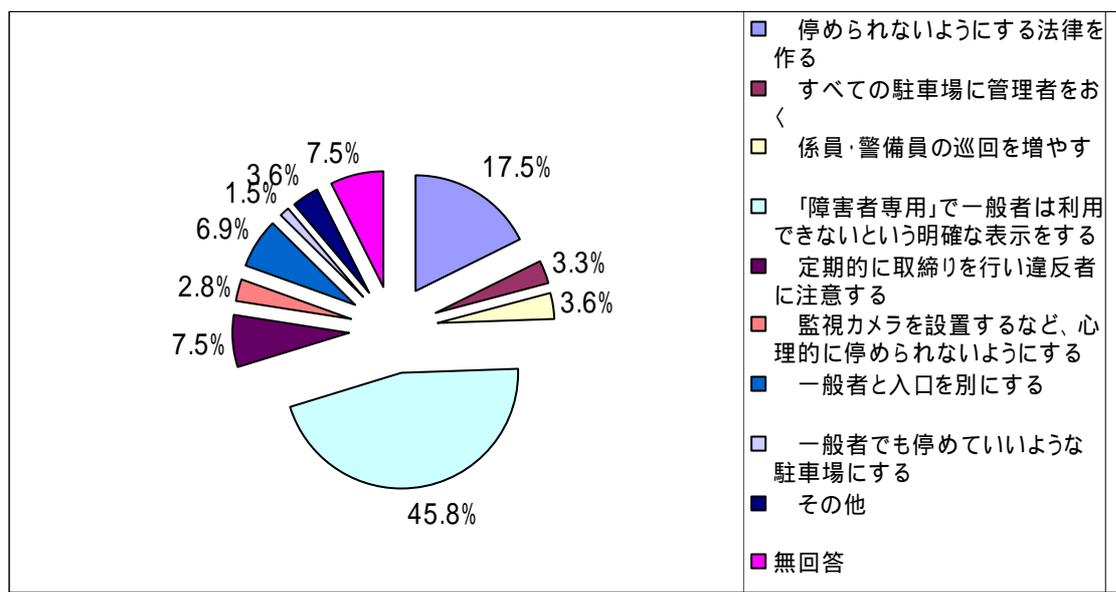


図6 . 不正駐車防止に必要なこと

5) 障害者用駐車場について教わった場所(図7)

全体の約77%がないと答えた。あると答えたのは全体の約18%だった。年代別では大きな差は見られなかった。あると答えた方がどのように教わったかという質問に対しては、自動車学校・免許センターで教わったという回答や、新聞やテレビなどのマスコミから知ったという回答が多く、その他には「バリアフリーデザイン研究会で勉強した」、「常識である」、「母親から教わった」などの回答があった。また、20歳代では新聞やテレビから知ったという回答が見られず、自動車学校や免許センター、学校や会社で教わったと回答していた。その他の年代ではそれに加え、新聞やテレビなどのマスコミから知ったという回答も多かった。70歳代では学校や会社で教わったという回答は見られなかった。

3-11. 「不正駐車に反則金を課す事」

欧米では、障害者用駐車場に駐車すると罰金が科せられることになっている。そこで、そのことを知っているかという質問を行った。回答は「知らなかった」が最も多く、全体の約85%で、知っていたのは約11%だけであった。

3-12. 「日本でも不正駐車に反則金を課すべきか」

これと同じように日本でも障害者用駐車場に違反駐車すると罰則(罰金)を科すべきかという質問では、是非やるべき、やったほうがいいという意見が多く、約3人に2人の割合で罰則(罰金)を科すべきだという意見が見られた。

3-13. 「法律に関する意識調査」

ハートビル法及び交通バリアフリー法についての認知度を知るために、ハートビル法と交通バリアフリー法を知っているかという質問を行った。知らなかったという意見が半分以上あり、ハートビル法、交通バリアフリー法共に内容まで知っていたのは全体の約8%の方だけであった。名前だけ知っているとした方は共に全体の約4分の1であった。

3-14. 「自由記述における要望」

前述の各項目で紹介しきれなかった分や少数意見について以下に紹介する。特に、今後の施策に示唆的な項目には、アンダーラインを入れ強調した。

バリアフリー等の問題に興味があるので調査の結果やレポート等が出来たら見てみたい。障害者マークをつけた車なのに健常者だけが乗っていて、障害者用駐車場を使用している車があり、考えさせられる。

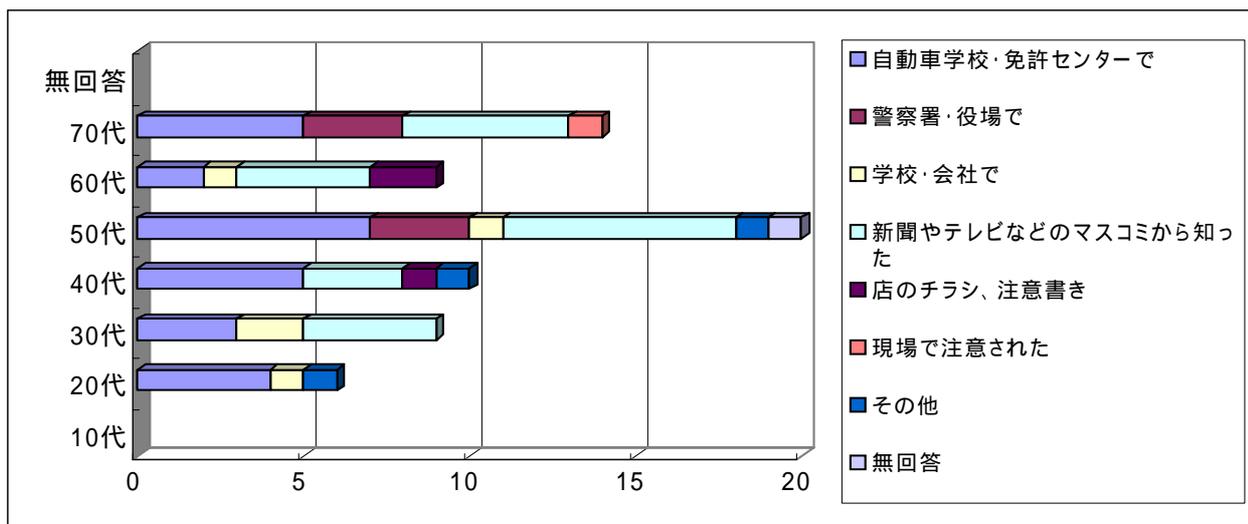


図7. 障害者用駐車場について教わった場所

「少しだけなら...。」といった気持ちの人が多
いのではないか。

障害者用の駐車場はどこにでもあったほうが
よい。大きな建物には今よりももっと数を増
やしたほうがよいと思う。

法律について知らないことに自分自身ビク
リした。

福祉の現場でも問題になっているのか知りた
い。

状況がわかっているにもかかわらず行動に移せないことが
多いのではないか。

駐車場を設置するときに利用者の声を聞か
ずに設置したのだろう。

福祉施設のバスなども利用するため、数が少
ないことが気になる。

自分には歩行障害があり、障害者用駐車場に
停めたいと思うが、車椅子専用と断られた経
験もあり、今は一般の駐車場に停めている。

不便でつらい時もあるが、自分以上に障害者
用駐車場を必要としている人がいるからと我
慢している。しかし、健常者が次から次へと
止めているのを見るととても腹立たしい。

障害者でも障害によって障害者用駐車場を利
用できるか区別したほうがよい。

障害者用駐車場の問題についてこれから勉強
していきたい。

設置されている障害者用のスペースに関して
は駐車している車をほとんど見たことがない。
マナーとしてよく守られているほうだと思う。
マークや法律について高齢者にも出来るだけ
わかりやすく確実に伝えてほしい。

交通法にあるのなら、運転免許更新時など
に明確に示すべきである。

駐車場自体には専用駐車場はあるが、そこか
ら店内までの通路や店内には配慮が見られな
い点が多いので、専用駐車場を利用する人が
少ないのではないか。

一般の駐車場が込み合っている時に、空いてい
る障害者用駐車場に駐車することが出来ない
というのは有効利用に反しているのではないか。

高速道路などの障害者用駐車場はトイレ利用
のため車椅子の立場から見てとても助かって

いる。観光地などに行くとトイレに関しても、
駐車場に関しても、まだ配慮に欠けていると
ころがたくさんある。

このアンケートの結果をいろんなところでア
ピールし、今後のバリアフリーに活かしてほ
しい。

どういった障害のある人が障害者用駐車場を利
用してよいかわからない。また、障害のある
本人でなければならないのか、障害のある人
を乗せていけば利用してよいのか、きちんと
した明示をしてほしい。

障害者用駐車場に停める車には必ずマークを
つけてもらいたい。そうでなければ不正に停
めている車かどうか判断ができないので注意
もできない。

極端な罰則は障害のある人とない人との差別
化が生まれるのではないか。

一般の車で障害者用駐車場に停めている車に
は常習犯が多く、マークをつけているため、
マークの入手先をチェックするべきである。
障害者用駐車場のマークが車椅子に乗ってい
るマークであるため車椅子利用者しか停めら
れないといったイメージがある。障害者用駐
車場のマークを変えてほしい。

4. 考察

調査全体を通して、特に高齢の年代での認知度
の低さが目立った。シンボルマークに関しては
やはり近年定められた障害者運転標章（四葉のマー
ク）に対する認知度は低く、啓発活動等の足りない
部分が考えられた。コーン（パイロン）に関し
ては当事者がコーンや柵を移動すればよいという
意見があったが、障害に関する理解度の低い意
見だといえる。例えば、車椅子利用者が障害者
用駐車場を利用する場合を考えた場合、駐車場に
コーンや柵が置かれていた場合、自分でコーン
や柵を移動させるには一度車から降りて車椅子
に乗り換えてからコーンや柵を移動させたのち、
もう一度車に乗り換えてから駐車を行わなければ
ならない。車椅子を利用しない人がコーンや柵
を移動させる場合に比べるとこの一連の動作を
行うことは、車椅子利用者にとって手間のかか
る作業だと言え

よう。それがわからずに当事者に移動させるという意見を選んだ方がいるということは、まだ障害に対しての理解が不十分であるということが考えられる。コーンを見たことがあると答えた方のほとんどは障害者用駐車場に本来車を停める障害者への配慮を考えた意見だった。しかし、コーンや柵に対して疑問を感じていてもそれを勝手に移動させるわけにもいかず、どうしていいかわからないといった状況がうかがえた。

利用対象者に関しては障害者用駐車場の利用対象者には明確な規定が無いと、場所によっては車椅子利用者だけが停められない、障害者手帳を持っていないと停められないといった状態になっているようである。県民が考える障害者用駐車場の利用対象者としては、すべての障害を持つ人を対象にしているのではないかと意見が多かった。しかし、障害と一言で言っても、多くの状態があり、障害者用の駐車場利用を考えた場合、必要である人と必要でない人に分かれてしまう。また、車椅子利用者が障害者用駐車場を利用する場合を考えると、一般の駐車場では駐車スペースが狭すぎるため、障害者用駐車場を利用することが最も大きな理由であると考えられる。車椅子を車から降ろし、乗り換える時には広いスペースが必要である。それを考えれば車椅子利用者自身が運転している場合だけでなく、車椅子利用者が同乗している場合にも停められるようにすることが望まれるのではないだろうか。さらに高齢者、妊婦に対しても利用対象にしてもよいという意見があり、これに関しては制限を設けたらよいのではないかと意見が多かった。しかし高齢者までも対象にしてしまうと、利用対象者の数が増え、障害者が停められないといった状況も考えられるため、高齢者には、一般の駐車場を利用してもらうことがよいのではないかとと思われる。妊婦に対しては、利用が本当に必要かどうか考えた場合、本人の状況によって利用を考えるべきであると言えよう。これを踏まえながら利用対象者を限定し、それを県民に理解されるように広報していくことが必要ではないだろうか。

障害者用駐車場にどういった人が停めていると思うかでは、実際に障害者用駐車場を利用している

人と一致しているかは別として、主に車椅子利用者や足が不自由な障害者、その他の肢体不自由者、健常者が利用しているイメージがあることがわかった。実際には、使用している人が障害者が健常者か見極めるのは難しいが、明らかに健常者と思われる人が停めていることもしばしば見られるため、これに関しては対策を考えることが必要である。

一般車が停められないようにすることに関しては、障害者用駐車場を一般車が利用できないようにするということはとても難しいことを感じた。障害者専用で一般車は利用できないと表示をしても、表示を無視して停める人もいるだろう。定期的な取締りや、監視カメラの設置なども行った場合に関しても、一般車の利用は減るだろうが、無くなるとは考え難い。もっとも効果的だと思われるのは法律を作り、罰則を設けることであろうが、簡単に作れるわけではない。やはり、障害者専用であることを広めていくと共に、その他にあったような一般者の利用できない物理的な工夫をすることが大切になってくるのではないだろうか。不正駐車車の注意に関しては、やはり不正駐車を目の前にしても注意をすることができる人は少ない。不正かどうかの判断ができないということも理由のひとつであろうと考えられる。もちろん不正駐車に対する注意は必要だが、実行に移せるかどうかを考慮すると、やはり一般車が停められないようにすることが求められるのではないだろうか。また、障害者用駐車場について教えられたことがないという意見が多いことにも問題を感じた。おそらくは障害者用駐車場に関して、どこかで目にしたり、耳で聞いたりしているのではあるが、印象に残っていない場合が多いのではないだろうか。これには障害者用駐車場のわかりやすさも関係している。場所によっては、案内表示を大きくすること、看板や路面ペイントをわかりやすく工夫すること、場所の明示をすることなどして障害者用駐車場のアピールをすることが必要なのではないだろうか。

今回のアンケート調査を行い、一般の県民が障害者用駐車場に関してどのように考えているかがわかった。この調査の結果を踏まえ、より多くの

人に理解してもらえるように啓発活動を行うことが求められるだろう。また、障害者用駐車場の不正利用に対し、この調査をきっかけに有効的な対策ができればと思っている。

5. 今後の課題と展開

調査の信頼度を考えるとサンプル数などが少なく、回答率も高いとはいえない。このような調査規模の限定状態は、現在のNPOには資金面や組織の現状に限界があり、経済面の支援を含め制度の改革や社会の意識変革が必要になる。ただ、今後の追跡及び継続的に調査を加えて精度を高めていく予定である。今回の報告では、県内のいくつかのエリアのある程度の県民の意識の状況は、概観できたものと考えている。同時に今回の調査と平行して、熊本市内の街頭調査の他、障害当事者への調査や公開している駐車場をもつ事業者へのアンケート調査も行っており、今後は今回の調査結果と比較しその関連性を追及し考察したい。なお、設問において障害者用駐車場が当事者専用であることを知らない対象にまで状況や利用経験を質問したのは、専用を知っていても駐車することもあるか、専用を知らなくても遠慮する層があることも確認したいと考えたからである。今後の継続調査における調査項目には、段階性を持たせ問題の絞込みを行っていきたい。

【注】

- (1) 国際交通安全学会研究委員会. 障害者用駐車スペースの利用の適正化に関する総合的研究: 財団法人国際交通安全学会; 2002年4月
- (2) バリアフリーの研究と社会貢献を目的とする市民の非営利活動組織である。会長は、筆者であり、この活動は、2002年に第1回バリアフリー化推進功労者表彰内閣官房長官賞を受賞した。
- (3) 熊本県民全体を母数とすれば、かなりの人数のサンプルが必要になる。回収率もそれほど高くはない。しかも男女の割合が不均衡であった。調査規模の限定は、NPOに資金面や組織の現状に限界があり、経済面の支援を含め制度の改革や社会の意識変革が必要になる。性別による回収格差は、電話帳による3箇所地区のデータを母数にして郵

送アンケートを実施しているため、回答者が世帯主になる傾向があり男性に偏りが出たものと考えられる。サンプル数も多ければより信頼度が高いが、今回は、県民の1538人を対象にし、379人が今回の質問に対しての動向を示したものである。今後追跡及び継続的に調査を加えて精度を高めていく予定である。

【参考文献】

- 1) 国際交通安全学会研究委員会. 障害者用駐車スペースの利用の適正化に関する総合的研究: 財団法人国際交通安全学会; 2002年4月
- 2) 西島衛治他共著、日比野正己編. 図解交通バリアフリー百科: TBSブリタニカ; 2002年5月
- 3) 西島衛治編著. 高齢者・障害者を配慮した建築設計チェックリストと実施例: 理工図書; 2004年5月

[Report]

Analysis of Results of the Investigation for the Residents of Kumamoto Prefecture about the Consciousness of the Parking Lot for Disabled Persons

The Case of Investigation about the Use of Parking Lot for Disabled Person as NPO Activity

Eiji Nishijima¹

*Kyushu University of Nursing and Social Welfare, 888 Tomio, Tamana-shi,
Kumamoto 865-0062, Japan*

【Abstract】

We analyzed about results of an investigation whether the residents of Kumamoto Prefecture would understand the parking lot for disabled persons in this report. And we carried out based on the investigation which the barrier-free design study group of NPO conducted. As a conclusion, the old man had few understanding about this parking lot. Moreover, there were many those whom the meaning of the sign of a parking lot does not understand. Therefore, it became clear that it is important to publicize for letting you know this parking lot.

Key words: NPO(Non Profit Organization), disabled persons, parking lot for disabled persons, heart- building act, traffic barrier-free act

¹FAX : + 81-968-75-1866, E-mail : newi18@kyushu-ns.ac.jp